

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015那第5号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年1月25日 22時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村神山島北方沖 神山島灯台から真方位352° 650m付近 (概位 北緯26° 16.09' 東経127° 35.03')
事故等調査の経過	平成27年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{かねひで} 金秀丸、1.83トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-28296（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船体に破損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか引縄釣りのため、船首約0.3m、船尾約0.6mの喫水で、神山島南東方沖から同島北東方沖を浅礁域外縁から約10mを離して手動操舵により航行を始め、操業を開始した。</p> <p>船長は、平成27年1月25日21時00分ごろ、月に雲がかかって月明かりがなくなり、浅礁域外縁の白波が見えない状況となったが、慣れた漁場だから操業できると思い、航行を続けた。</p> <p>船長は、神山島北方沖を約2ノットの対地速力で北西進中、22時00分ごろ、同島北方沖の浅礁域外縁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、後日、サルベージ船によって引き出された後、解体処分された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p> <p>本事故当時、月没時刻が23時16分で、月齢が4.9（中潮）であった。</p>
その他の事項	<p>本船には、GPSプロッター等の航海計器が備えられていなかった。</p> <p>本船のいか引縄釣りは、夜間、月明かりのある状況で操業するものであった。</p> <p>船長は、本事故当時、浅礁域外縁の白波の音が聞こえなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、神山島の浅礁域外縁から約10m離して操業のため航行中、船長が、月明かりがなくなり、浅礁域外縁の白波が見えない状況となったものの、慣れた漁場であったので、操業できると思い、航行を続けたことから、浅礁域外縁に接近し、同外縁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、神山島の浅礁域外縁から約10m離して操業のため航行中、船長が、月明かりがなくなり、浅礁域外縁の白波が見えない状況となったものの、慣れた漁場であったので、操業できると思い、航行を続けたため、浅礁域外縁に接近し、同外縁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター等の航海計器を備えていない漁船は、夜間、浅礁域付近において操業する場合、白波等が見えず、浅礁が確認できないときには、沖側に移動して操業を中止すること。